

昭和二十三年政令第三百二十六号

医療法施行令

内閣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条、第二十一条第一項及び第二十三条第二項並びに保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第四十九条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

（認定の申請）

第一条 医療法（以下「法」という。）第五条の二第一項の認定（次条から第一条の四までにおいて単に「認定」という。）を受けようとする者は、当該者が同項に規定する経験を有することその他の厚生労働省令で定める事項を記載した申請書にその内容を証する書類を添付し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（認定証明書の再交付）

第一条の二 認定を受けた者は、認定証明書を亡失し、又は毀損したときは、認定証明書の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、再交付の事由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出してしなければならない。

3 認定証明書を毀損した者が第一項の規定による申請をする場合には、前項の申請書にその認定証明書を添付しなければならない。

4 認定証明書を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した認定証明書を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

（認定証明書の返納）

第一条の三 認定の取消しの処分を受けた者は、五日以内に、認定証明書を厚生労働大臣に返納しなければならない。

（厚生労働省令への委任）
第一条の四 前三条に規定するもののほか、認定又は認定証明書の再交付の申請手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（法の適用に関する特例）
第一条の五 国の開設する病院、診療所又は助産所に関して法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第十二条の四第一項	開設者	管理者
第十八条ただし書	ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。	ただし、病院又は診療所の管理者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。この場合においては、当該病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所所在地の都道府県知事（診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）にその旨を通知しなければならない。
第二十三条の二	その開設者	主務大臣
	その人員の増員を命じ、又は期間を定めて、間を定めて、その業務の全部若しくは一部を停止を命ずる	その人員の増員を申し出、又は期間を定めて、間を定めて、その業務の全部若しくは一部を停止を申し出る

第二十四条第一項 その開設者 主務大臣

使用を制限し、若しくは禁止し、使用の制限若しくは停止を申し出、又は期限又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずる

第二十四条第二項 その開設者 主務大臣

命ずる

第二十四条の二第二項 当該病院、診療所又は助産所の開設者 主務大臣

命ずる

第二十四条の二第二項 前項の開設者が同項の規定による命令に従わないときは、都道府県知事は、当該開設者の停止を命ずる

命ずる

第二十五条第一項から第三項まで 開設者若しくは管理者 管理者

を停止すべきことを申し出る

第二十五条第四項 開設者又は管理者 管理者

命ずる

第二十九条第三項第一号、第四項第二号 開設者 管理者

命ずる

第二十九条第三項第二号 開設者 管理者

命ずる

第二十九条第四項 開設者又は管理者 主務大臣

命ずる

第二十九条第五項第二号 開設者 管理者

命ずる

第二条 都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が法第二十五条第一項の規定により、当該職員に、刑事施設、少年院又は少年鑑別所の中に設けられた病院又は診療所に立ち入り、検査をさせる場合には、法務大臣の指定する者を立ち会わせなければならない。

2 前項の規定は、厚生労働大臣が当該職員に法第二十五条第三項又は第七十四条第一項の規定による措置を実施させる場合について準用する。

第三条 国の開設する病院、診療所又は助産所については、法第二十五条の二、第二十九条第一項、第二項、第三項（第三号に係る部分に限る。）、第四項（第三号に係る部分に限る。）、及び第五項（第三号に係る部分に限る。）、第三十条並びに第三十条の十一の規定は、適用しない。

2 刑事施設、少年院若しくは少年鑑別所又は入国者収容所若しくは地方出入国在留管理局の中に設けられた病院又は診療所については、法第六条の三、第七條第五項、第十四条の二第一項第一号及び第二号、第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十六第二項、第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の四第二項及び第四項の規定は、適用しない。

3 皇室用財産である病院又は診療所については、法第七條第五項、第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十六第二項、第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の四第二項及び第四項の規定は、適用しない。

4 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十四条に規定する防衛医科大学校に設けられた病院については、法第十条の二第二項の規定は、適用しない。

（広告をすることができる診療科名）

第三条の二 法第六条の六第一項に規定する政令で定める診療科名は、次のとおりとする。

一 医業について、次に掲げるとおりとする。

イ 内科

ロ 外科

ハ 内科又は外科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称（医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）

- (1) 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳臓、内分泌若しくは代謝又はこれらを構成する人体の部位、器官、臓器若しくは組織若しくはこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の一部であつて、厚生労働省令で定めるもの
- (2) 男性、女性、小児若しくは老人又は患者の性別若しくは年齢を示す名称であつて、これらに類するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (3) 整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療若しくは疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち、医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの
- (4) 感染症、腫瘍、糖尿病若しくはアレルギー疾患又はこれらの疾病若しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態であつて、厚生労働省令で定めるもの

イ 齒科

ロ 歯科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称（歯科医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）

- (1) 小児又は患者の年齢を示す名称であつて、これに類するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (2) 矯正若しくは口腔外科又はこれらの分野に属する歯科医学的処置のうち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの

見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの

該各号に掲げる診療科名に代えることができる。

- 一 産婦人科 産科又は婦人科
 - 二 放射線科 放射線診断科又は放射線治療科
- （診療所の病床設置の届出）

第三条の三 法第七条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当し、同項の許可を受けな

第四条 病院を開設した者、臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で診療所を

開設したものは、開設者の住所又は氏名その他厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、十日以内に、当該病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第三項及び次条において同じ。）に届け出なければならない。

2 法第七条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当し、同項の許可を受けないで病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更した者は、当該変更をしたときから十日以内に、当該診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

3 診療所を開設した臨床研修等修了医師若しくは臨床研修等修了歯科医師又は助産所を開設した助産師は、法第八条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、十日以内に、当該診療所又は助産所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

（開設後の届出）

第四条の二 病院、診療所又は助産所の開設の許可を受けた者は、病院、診療所又は助産所を開設したときは、十日以内に、開設年月日、管理者の住所及び氏名その他厚生労働省令で定める事項を、当該病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の者は、同項の規定により届け出た事項のうち、管理者の住所及び氏名その他厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、十日以内に、当該病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

（特定機能病院等に係る変更の届出）

第四条の三 特定機能病院又は臨床研究中核病院の開設者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（行政処分に関する通知）

第四条の四 次に掲げる者は、法第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十八条又は第二十九条第一項から第三項までの規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

一 法第二十五条第一項の規定により、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させた保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（次号において「保健所設置市長等」という。）

二 法第二十五条第二項の規定により、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員に、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者の事務所その他当該病院、診療所若しくは助産所の運営に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させた保健所設置市長等

（詭替規定）

第四条の五 国の開設する病院、診療所又は助産所に関してこの政令の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

前条の三	第四条開設者の三	管理者
前条	法第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十四条の三、第二十九条第一項から第三項まで、第二十八条又は第二十九条第三項（第三号に係る部分を除く。）の規定による届出	管理者
前条第一号	法第二十五条第一項	第一条の五の規定により読み替えて適用される法第二十五条第一項
前条第二号	法第二十五条第二項	第一条の五の規定により読み替えて適用される法第二十五条第二項
前条第二号	法第二十五条第二項	管理者

(病院の開設等の計画に関して協議を行う独立行政法人等)

第四条の六 法第七条の二第七項に規定する政令で定める独立行政法人は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターとする。

2 法第七条の二第七項に規定する政令で特に定める場合は、独立行政法人労働者健康安全機構が病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は診療所に病床を設け、若しくは診療所の病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとする場合であつて、病院又は診療所の病床の種別ごとに、当該計画が実施された後の当該計画に係る病床(病床数の増加又は病床の種別の変更に係る計画にあつては、当該計画の実施により病床の増設又は新設があつた後のその病床の種別に属する病床)の利用者の見込数で、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたものの以外の利用者の見込数を除して得た数が、いづれも〇・〇五以下であるときとする。

(診療等に著しい影響を与える業務)

第四条の七 法第十五条の三第二項に規定する政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 医療機器又は医学的処置若しくは手術の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- 二 病院における患者、妊婦、産婦又はじよく婦の食事の提供の業務
- 三 患者、妊婦、産婦又はじよく婦の病院、診療所又は助産所相互間の搬送の業務及びその他の搬送の業務で重篤な患者について医師又は歯科医師を同乗させて行うもの
- 四 厚生労働省令で定める医療機器の保守点検の業務
- 五 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務(高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二四四号)の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。)

六 患者、妊婦、産婦若しくはじよく婦の寝具又はこれらの者に貸与する衣類の洗濯の業務
七 医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務の用に供する施設又は患者の入院の用に供する施設の清掃の業務

(病院報告の提出)

第四条の八 病院(療養病床を有する診療所を含む。以下この項及び次項において同じ。)の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その管理する病院に係る患者の状況その他の事項に関する報告書(以下この条において「病院報告」という。)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 病院報告は、厚生労働省令で定めるところにより、病院の所在地を管轄する保健所の長に提出するものとする。

3 病院報告の提出を受けた保健所の長は、厚生労働省令の定めるところにより、当該病院報告を当該保健所の所在地の都道府県知事に送付しなければならない。

4 前項の規定による病院報告の送付は、保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長を経由して行うものとする。

5 第三項の規定により病院報告の送付を受けた都道府県知事は、厚生労働省令の定めるところにより、当該病院報告を厚生労働大臣に送付しなければならない。

(罰則)

第五条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第十六条又は第十七条に掲げる基準に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

(基準病床数の算定の特例)

第五条の二 法第三十条の四第九項に規定する政令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 急激な人口の増加が見込まれること。
 - 二 特定の疾病に罹患する者が異常に多いこと。
 - 三 その他前二号に準ずる事情として厚生労働省令で定める事情があること。
- 2 法第三十条の四第九項の規定により、同条第二項第十七号に規定する基準病床数(以下「基準病床数」という。)に関する同条第八項に規定する基準(以下「算定基準」という。)によらないこととする場合の基準病床数は、厚生労働省令で定めるところにより、算定基準に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数とする。

第五条の三 法第三十条の四第十項に規定する政令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 急激な人口の増加が見込まれること。
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたこと。
- 三 前号に掲げる事情のほか、特定の疾病に罹患する者が異常に多くなること。
- 四 その他前三号に準ずる事情として厚生労働省令で定める事情があること。

2 法第三十条の四第十項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は前条第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。

3 法第三十条の四第十項に規定する政令で定める区域は、同項の申請に係る基準病床数を算定することとされた区域(次条第三項において「基準病床数算定区域」という。)とする。

4 法第三十条の四第十項に規定する政令で定める申請は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床の増加若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請とする。

第五条の四 法第三十条の四第十一項に規定する政令で定める申請は、同項に規定する厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請とする。

2 法第三十条の四第十一項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は第五條の二第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。

3 法第三十条の四第十一項に規定する政令で定める区域は、同項の申請に係る基準病床数算定区域とする。

第五条の四の二 法第三十条の四第十二項に規定する政令で定める申請は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請とする。

2 法第三十条の四第十二項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、同項の申請に係る病院又は診療所の所在地の都道府県知事が、同条第十八項の規定により公示された当該都道府県と同条第一項に規定する医療計画において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想の達成を推進するために必要と認める数とする。

(社会医療法人に係る認定の申請)

第五条の五 法第四十二条の二第一項の規定による社会医療法人に係る認定を受けようとする医療法人は、当該認定を受けようとする旨及び同項各号に掲げる要件に係る事項として厚生労働省令で定めるものを記載した申請書を、当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

(実施計画の認定の申請)

第五条の五の二 法第四十二条の三第一項に規定する実施計画(以下「実施計画」という。)には、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 救急医療等確保事業（法第四十二条の二第二項第四号に規定する救急医療等確保事業をいう。以下同じ。）に係る業務の内容
- 二 救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備に関する事項
- 三 救急医療等確保事業に係る業務の実施期間
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

2 法第四十二条の三第一項の認定を受けようとする医療法人は、当該認定を受けようとする旨及び次条各号に掲げる要件に係る事項として厚生労働省令で定めるものを記載した申請書を、当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、実施計画、当該医療法人が法第四十二条の二第二項第一号から第六号まで（第五号ハを除く。）に掲げる要件に該当するものであることを証する書類その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

（実施計画の認定）

第五条の五の三 都道府県知事は、法第四十二条の三第一項の認定の申請があつた場合において、実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備がその実施期間において確実に行われると見込まれるものであること。
- 二 実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務がその実施期間にわたり継続して行われると見込まれるものであること。
- 三 その他厚生労働省令で定める要件に適合すること。

（実施計画の変更）

第五条の五の四 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人は、当該認定を受けた実施計画（この条の規定により実施計画が変更された場合にあつては、その変更後の実施計画。以下「認定実施計画」という。）を変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事（第三項及び次条において単に「都道府県知事」という。）の認定を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条の規定は、前項の認定について準用する。
- 3 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人は、第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（実施計画の実施状況を記載した書類等の提出）
第五条の五の五 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、当該会計年度における認定実施計画の実施状況を記載した書類その他厚生労働省令で定める書類を、都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会計年度においては、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に掲げる会計年度の区分に応じ、当該各号に定める日後三月以内に、当該各号に掲げる会計年度における認定実施計画の実施状況を記載した書類を、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 次条第一項の規定により法第四十二条の三第一項の認定が取り消された日の属する会計年度 当該取り消された日
- 二 次条第三項又は第四項の規定により法第四十二条の三第一項の認定がその効力を失つた日の属する会計年度 当該効力を失つた日

（実施計画の認定の取消し等）

第五条の五の六 都道府県知事は、法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その認定を取り消すことができる。

- 一 法第四十二条の二第二項各号（第五号ハを除く。）に掲げる要件を欠くに至つたとき。
- 二 認定実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備をその実施期間において行見込みがなくなつたと認めるとき。

- 三 認定実施計画に従つて救急医療等確保事業に係る業務を行つていないと認めるとき。
- 四 定款又は寄附行為で定められた業務以外の業務を行つたとき。
- 五 収益業務から生じた収益を当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（当該医療法人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を含む。次号において同じ。）の経営に充てないとき。
- 六 収益業務を継続することが、当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障を来すと認めるとき。
- 七 不正の手段により法第四十二条の三第一項の認定又は第五条の五の四第一項の認定を受けたとき。
- 八 法若しくはこの政令若しくはこれらに基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

2 法第六十四条の二第二項の規定は、前項の規定による法第四十二条の三第一項の認定の取消しについて準用する。

3 法第四十二条の三第一項の認定は、認定実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施期間の末日限り、その効力を失う。

4 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人が、法第四十二条の二第二項の認定を受けた場合には、法第四十二条の三第一項の認定は、法第四十二条の二第二項の認定を受けた日から将来に向かつてその効力を失う。

（医療法人の社員総会に関する技術的読替え）

第五条の五の七 法第四十六条の三の六において医療法人の社員総会について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四十七条の二（各号列記以外の部分に限る。）、第四十七条の三第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第四十七条の四第三項、第四十七條の五、第四十七條の六及び第五十七條の規定を準用する場合には、法第四十六条の三の六の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第四十七條の二	理事	理事長
第四十七條の三第百二十九條第二項各号に掲げる場合には、	社員総会	社員総会
一 項	社員総会	
	同条第一項	医療法第四十六条の三の二第五項
	を發した	が發せられた
第四十七條の四第百二十九條第一項、第四十二條第一項及び		
三 項	第百二十五條	同法第五十一条の二第二項
	第三十九條第一項	同法第四十六条の三の二第五項
	社員総会参考書類等を交付し、又は	同法第五十一条の二第二項の事業報告書等を
第四十七條の五第百二十九條第三項の承諾をした社員	社員	社員
一 項	を（除く。）	
第四十七條の五第百二十九條第一項		医療法第四十六条の三の二第五項
二 項		

（医事に関する法律）

第五条の五の八 法第四十六条の四第二項第三号（法第四十六条の五第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める医事に関する法律は、次のとおりとする。

- 一 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）
- 二 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）
- 三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

四	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）	
五	診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）	
六	齒科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）	
七	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）	
八	薬剤師法（昭和三十五年法律第四十六号）	
九	理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）	
十	柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）	
十一	視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）	
十二	臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）	
十三	義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）	
十四	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）	
十五	介護保険法（平成九年法律第二十三号）	
十六	精神保健福祉士法（平成九年法律第三十一号）	
十七	言語聴覚士法（平成九年法律第三十二号）	
十八	公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）	
十九	臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）	
第五條の九	法第四十六條の六の四において社団たる医療法人及び財団たる医療法人の理事に ついて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八條、第八十條、第八十二條から第八 十四條まで、第八十八條（第二項を除く。）及び第八十九條の規定を準用する場合においては、 法第四十六條の六の四の規定によるほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八 條、第八十條及び第八十二條中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。 （社団たる医療法人及び財団たる医療法人の理事会に関する技術的読替え）	
第五條の十	法第四十六條の七の二第一項において社団たる医療法人及び財団たる医療法人の 理事会に於いて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一條から第九十八條まで（第 九十一條第一項各号及び第九十二條第一項を除く。）の規定を準用する場合においては、法第四 十六條の七の二第一項の規定によるほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五 條第三項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同法第九十八條第一項中「監事又は会計監 査人」とあるのは「又は監事」と読み替えるものとする。 （社団たる医療法人の理事又は監事及び財団たる医療法人の評議員又は理事若しくは監事の責任 に関する技術的読替え）	
第五條の十一	法第四十七條の二第一項において法第四十七條第一項の社団たる医療法人の理 事又は監事の責任に於いて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十二條から第十六 條までの規定を準用する場合においては、法第四十七條の二第一項の規定によるほか、次の表の 上欄に掲げる一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第百十三條第一項第二号代表理事 イ及びロ	理事長	
第百十三條第一項第二号使用人 ロ（3）	職員	
第百十三條第一項第二、監事又は会計監査人 号ハ	又は監事	
第百十四條第一項	監事設置一般社団法人（理事が二人以上ある場 合に限る。）	社団たる医療法人

第百十四條第二項	理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の 同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理 事会の決議） 限る。）についての理事の同意を得る場合及び当 該責任の免除	理事会の決議
第百十四條第三項	同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理 事会の決議）	理事会の決議
第百十五條第一項	代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会 の決議によつて一般社団法人の業務を執行する 理事として選定されたもの 使用人	理事長 職員 又は監事
第百十五條第二項	非業務執行理事等 非業務執行理事等 使用人	非理事長理事等 非理事長理事等 職員
第百十五條第四項	非業務執行理事等が任務	非理事長理事等が任務
第百十五條第四項第三号	第百十一條第一項	医療法（昭和二十三年法 律第二百五号）第四十七 條第一項
第百十五條第五項	非業務執行理事等 非業務執行理事等	非理事長理事等 非理事長理事等
第百十六條第一項	第八十四條第一項第二号	医療法第四十六條の六の 四において準用する第八 十四條第一項第二号
2	法第四十七條の二第一項において法第四十七條第四項において準用する同條第一項の財団たる 医療法人の評議員又は理事若しくは監事の責任に於いて一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律第十二條から第十六條までの規定を準用する場合においては、法第四十七條の二第一項 の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第百十三條第一項第二号代表理事 イ及びロ	理事長	
第百十三條第一項第二号使用人 ロ（3）	職員	
第百十三條第一項第二号 ハ	理事 、監事又は会計監査人	評議員又は理事 若しくは監事
第百十三條第三項	理事の 監事設置一般社団法人（理事が二人以上あ る場合に限る。） 理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半 数の同意（理事会設置一般社団法人にあつ ては、理事会の決議）	評議員又は理事の 理事会の決議
第百十四條第一項	理事 、監事又は会計監査人	評議員又は理事 若しくは監事
第百十四條第二項	（理事の 限る。）についての理事の同意を得る場合及 び当該責任の免除	（評議員又は理事の 限る。）

第七百六十三条第一項	第六十一条の二第一号
第七百五十七条の	第六十条の
第七百六十二条第一項	第六十一条第一項
第四條第四項、第百五十九條第一項、第七百六十條醫療法第六十條の六第一項又は第六	
五條第三項並びに一條第一項、第七百六十四條第一項又は第十一條の四第一項	
第六條第二項及び七百六十六條第一項	
第三項	

(医療法人台帳等)

第五條の十一 都道府県知事は、医療法人台帳を備え、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人について、厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人が、他の都道府県の区域内へ主たる事務所を移転したときは、当該医療法人に関する医療法人台帳の記載事項を、当該医療法人の主たる事務所の新所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(登記の届出)

第五條の十二 医療法人が、組合等登記令(昭和三十三年政令第二十九号)の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、その主たる事務所の所在地の都道府県知事(次条において単に「都道府県知事」という。)に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十四条の九第三項、第五十五条第六項、第五十八条の二第四項(法第五十九条の二において準用する場合を含む。)及び第六十条の三第四項(法第六十一条の三において準用する場合を含む。)の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るとする。

(役員変更の届出)

第五條の十三 医療法人は、その役員に変更があつたときは、新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書を添付して、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(書類の保存期間)

第五條の十四 都道府県知事は、医療法人台帳及び厚生労働省令で定める書類を、当該医療法人台帳及び厚生労働省令で定める書類に係る医療法人の解散した日から五年間保存しなければならない。

(医療連携推進認定の申請)

第五條の十五 法第七十条の二第一項に規定する医療連携推進認定(以下「医療連携推進認定」という。)を受けようとする一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該一般社団法人が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域(以下「医療連携推進区域」という。)の属する都道府県(当該医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合にあつては、これらの都道府県のいずれか一の都道府県)の知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、当該一般社団法人の定款その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

- 一 名称及び代表者の氏名
- 二 主たる事務所の所在地
- 三 法第七十条第二項に規定する医療連携推進業務の内容

(特別の利益を与えてはならない一般社団法人の關係者)

第五條の十五の二 法第七十条の三第一項第三号に規定する政令で定める一般社団法人の關係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該一般社団法人の理事、監事又は職員
- 二 当該一般社団法人の社員又は基金(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百一一条に規定する基金をいう。)の拠出者
- 三 前二号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 四 前三号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

五 前二号に掲げる者のほか、第一号又は第二号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者

六 第二号に掲げる者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの(保健医療又は社会福祉に関する法律)

(保健医療又は社会福祉に関する法律)

第五條の十五の三 法第七十条の四第一号口の政令で定める保健医療又は社会福祉に関する法律は、次のとおりとする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)

二 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)

三 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)

四 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)

六 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)

七 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)

八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第七百四十五号)

九 老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)

十 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)

十一 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)

十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)

十三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百一十四号)

十四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)

十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)

十六 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)

十七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

十八 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)

十九 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)

二十 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第一百十号)

二十一 第五條の五の八各号に掲げる法律

(医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合における医療連携推進認定等)

第五條の十五の四 医療連携推進認定の申請に係る医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたるときは、法第七十条の二第五項の規定により医療連携推進認定に関する事務を行うこととされた都道府県知事は、医療連携推進認定をするに当たつては、あらかじめ、当該医療連携推進区域に係る他の都道府県知事(次項及び第三項において「関係都道府県知事」という。)の意見を聴かなければならない。

2 関係都道府県知事は、法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、法第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事(次項において「認定都道府県知事」という。)に対し、その旨の意見を述べることができる。

3 認定都道府県知事は、法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定により医療連携推進認定を取り消すに当たつては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前三項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
(都道府県医療審議会)

第五條の十六 都道府県医療審議会(以下「審議会」という。)は、委員三十人以内で組織する。

第五條の十七 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

第五條の十八 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

第五條の十九 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員十人以上を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第五條の二十 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第五條の二十一 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

5 第五條の十八第三項及び第四項の規定は、部会長に準用する。

第五條の二十二 第五條の十六から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

(指定都市の特例)

第五條の二十三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)において、法第七十三条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十四條の三十五に定めるところによる。

(権限の委任)

第五條の二十四 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

第十條 国民医療法施行令(昭和十七年勅令第六百九十五号)及び国民医療法施行令特例(昭和二十一年勅令第四十二号)は廃止する。
第十一條 法第八十六条第三項に規定する政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。

2 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法第八十六条第一項及び第二項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

3 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

4 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

5 法第八十六条第六項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

第十二條 国の開設する病院又は診療所については、法第七十七条から第一百一十一条まで及び第一百三十一条から第二百二十八条までの規定は、適用しない。

第十三條 第四條の四の規定の適用については、当分の間、同条中「又は第二十九條第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十九條第一項から第三項まで、第一百一十一条又は第二百二十六条」とする。

2 前項の規定により第四條の四の規定を読み替えて適用する場合における第四條の五の規定の適用については、同条の表前条の項中「前条」とあるのは「第十三條第一項の規定により読み替えられた前条」と、「又は第二十九條第一項から第三項まで」とあるのは「第二十九條第一項から第三項まで、第一百一十一条又は第二百二十六条」とする。

第十四條 法第一百三十三條第三項第三号(法第一百五條第四項(法第一百八十八條第二項、第一百八十九條第二項及び第二百二十條第二項において準用する場合を含む。)、第一百八十八條第二項、第一百八十九條第二項及び第二百二十條第二項において準用する場合を含む。)、第一百八十八條第二項、第一百八十九條第二項及び第二百二十條第二項において準用する場合を含む。)(の労働に關する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十四條、第三十二條、第三十四條、第三十五條第一項、第三十六條第六項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第三十七條第一項及び第四項並びに第四十一條第三項の規定(これらの規定(同法第二十四條並びに第三十七條第一項及び第四項を除く。))を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に關する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四條第二項の規定により適用する場合を含む。)

二 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)第四條第一項の規定(高度な技能の修得のための研修を行う能力の確認に係る手数料)

第十五條 法第二百一十一條第一項の政令で定める手数料の額は、三万三千元とする。

附則(昭和二十五年三月三十一日政令第五十一号)
この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則(昭和二十五年八月二十六日政令第二七三三号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和二十七年七月三十一日政令第三〇五号)
この政令は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則(昭和二十八年九月十七日政令第二八三三号)
この政令は、公布の日から施行する。

抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成十五年十二月二日政令第五一六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び附則第三十七条から第五十九条までの規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附則 (平成十五年二月一九日政令第五三五号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附則 (平成十五年二月二五日政令第五五六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成十六年三月一九日政令第四八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第四百一十一号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附則 (平成十八年五月八日政令第一九三三号)

(施行期日)
この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日(平成十八年五月二十四日)から施行する。

附則 (平成十八年二月二九日政令第三七一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

(良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第三条の規定の適用に係る経過措置)
第二条 国の開設する診療所に関する良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第三条の規定の適用については、同条第一項中「医療法第二十七条」とあるのは「医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第一条の規定により読み替えて適用される医療法第二十七条」と、「許可証の交付」とあるのは「承認」と、「第一条の規定による改正後の医療法第七條第三項」とあるのは「同令第一条の規定により読み替えて適用される第一条の規定による改正後の医療法第七條第三項」と、「許可を」とあるのは「承認を」と、同条第三項中「許可」とあるのは「承認」とする。

2 前項の規定の適用については、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、日本郵政公社及び国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人は、国とみなす。

附則 (平成十九年二月一九日政令第九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成十九年三月二日政令第三九号)

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附則 (平成十九年七月三三日政令第二〇七号)

この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附則 (平成十九年二月一四日政令第三六九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施行する。

(医療法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第七条 既登録社債等については、第四条の規定による改正前の医療法施行令第五条の九の規定は、なおその効力を有する。

附則 (平成二十年二月二七日政令第三六号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に医業又は病院若しくは診療所に関してこの政令による改正前の医療法施行令第三条の二に規定する診療科名の広告をしている者の当該広告に対する医療法第六条の五の規定の適用については、当該診療科名を同法第六条の六第一項に規定する政令で定める診療科名とみなす。

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十二年三月二五日政令第四一四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二十三年五月二日政令第一一七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十三年二月二日政令第四〇七号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二十四年七月一九日政令第一九七号)

この政令は、新非訟事件手続法の施行の日(平成二十五年一月一日)から施行する。

附則 (平成二十六年九月二五日政令第三一四号)

この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附則 (平成二十七年二月四日政令第三六号)

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

附則 (平成二十七年二月二日政令第四六号)

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二十七年三月一八日政令第七四号) 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二十七年三月三一日政令第一二八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(医療法施行令及び地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に第二条の規定による改正前の医療法施行令(以下「旧医療法施行令」という。)第一条の規定により読み替えて適用する医療法(昭和二十三年法律第百二十五号)第七條第一項から第三項まで、第十二條第二項、第十六條及び第二十七條の規定によりされた承認又はこの政令の施行の際現にこれらの規定によりされている承認の申請で、施行日においてこれらの承認又は承認の申請に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後における同法第七條第一項から第三項まで、第十二條第二項、第十六條及び第二十七條の規定の適用については、これらの規定によりされた許可又は許可の申請とみなす。

2 施行日前に旧医療法施行令第一条の規定により読み替えて適用する医療法第八條の二第二項、第九條第一項及び第十五條第三項の規定により国の機関に対し通知をしなければならぬ事項で、施行日前にその通知がされていないものについては、これを、同法第八條の二第二項、第九

条第一項及び第十五条第三項の規定により地方公共団体の機関に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

第三条 施行日前に医療法第七条第一項及び第二項、第十二条第一項及び第二項、第十六条、第十八条並びに第二十七条の規定によりされた許可又はこの政令の施行の際現にこれらの規定によりされている許可の申請で、施行日においてこれらの許可又は許可の申請に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後における第三十四条の規定による改正後の地方自治法施行令（以下「新地方自治法施行令」という。）第七十四条の三十五の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項及び第二項、第十二条第一項及び第二項、第十六条、第十八条並びに第二十七条の規定の適用については、これらの規定によりされた許可又は許可の申請とみなす。

2 施行日前に医療法第八条の二第二項、第九条第一項及び第二項並びに第十五条第三項並びに旧医療法施行令第一条の規定により読み替えて適用する同法第十八条の規定により都道府県の機関に対し届出及び通知をしなければならない事項で、施行日前にその届出及び通知がされていないものについては、これを、新地方自治法施行令第七十四条の三十五の規定により読み替えて適用する同法第八条の二第二項、第九条第一項及び第二項並びに第十五条第三項並びに第三条の規定による改正後の医療法施行令第一条の規定により読み替えて適用する同法第十八条の規定により地方公共団体の機関に対して届出及び通知をしなければならない事項についてその届出及び通知がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第四条 附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により行われている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 附則第二条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附則（平成二十七年三月三十一日政令第一三八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年一月二二日政令第一三三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月九日政令第五七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月二五日政令第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月二五日政令第八二号）

この政令は、第二号施行日（平成二十八年九月一日）から施行する。

附則（平成二十九年二月八日政令第一四号）

この政令は、医療法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月二日）から施行する。

附則（平成二十九年九月一五日政令第二四三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二十九年九月十五日）から施行する。

附則（平成二十九年九月二二日政令第二四六号）

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

附則（平成二十九年九月二七日政令第二五四号）

この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。

附則（平成二十九年一月二七日政令第二九〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附則（平成三〇年三月二二日政令第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年五月三〇日政令第一七五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、医療法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

附則（平成三〇年七月二七日政令第二三〇号）

この政令は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

附則（平成三一年三月二五日政令第三八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三十一年三月二五日政令第五六号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（令和元年二月二五日政令第二〇九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年一月二六日政令第三三二号）

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附則（令和四年一月一九日政令第二七号）抄

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和四年三月一八日政令第六八号）

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年三月二四日政令第七九号）

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和四年八月三一日政令第二八七号）

この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

附則（令和四年二月九日政令第三七七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年四月七日政令第一六三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和五年四月七日政令第一六三号）抄

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年四月二十六日政令第一七五号)

この政令は、令和五年五月八日から施行する。

附 則 (令和六年三月二十九日政令第一一六号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。
